

男女共同参画標語  
最優秀賞

「取手なら  
自分らしく輝ける」  
菅谷 真白さん 取手第二中学校

42号

平成29年11月1日発行

風



優秀賞

「認め合い つないだ手から 開く未来」  
八城 立樹さん 取手第一中学校

「この社会 一人一人が 主人公」  
石田 瞳さん 取手第一中学校

## 地域で支えよう高齢化社会

5年後には、団塊世代が75歳に達し「後期高齢者対策」は大きな課題です。こうした中で関心と呼んでいるのが「成年後見制度」です。

「成年後見制度」は、認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人の社会生活を支援することを目的として、介護保険法と同時に2000年4月1日に施行されました。しかし、施行後17年を経ますが、一般市民の間に十分に浸透しているという状況にはありません。

一方、高齢化に伴い、認知症患者は、2025年には、全国で700万人を数えるとの見方があります。人口に占める65歳以上の高齢者が30%を超える取手市も他人ごとではなく、財産管理や身上監護を柱とする「成年後見」の必要性は高まるばかりでしょう。

今回は「成年後見制度」をテーマに制度や成年後見制度に携わるNPO法人をご紹介します。

### 成年後見制度と市民後見

たとえば・・・

一人暮らしで認知症になってしまったら、財産管理や介護施設の入所手続きなどどうしますか？



成年後見制度では、選任された成年後見人が本人に代わって財産管理や契約手続きを行ったり、本人が結んでしまった悪徳商法の契約を取り消したり、代理人として保護、支援します。



成年後見制度には任意後見と法定後見があります



●判断能力が不十分になる前に  
(任意後見)

将来、判断能力が不十分になった場合に備え、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ自ら契約しておきます。

●判断能力が不十分になってから  
(法定後見)

本人、配偶者、親族、市町村長などの申し立てを受けて、家庭裁判所が成年後見人を選びます。

市民後見人とは、親族や専門職以外の一般市民による後見人です

- 市民後見人になるための特別な資格はありませんが、成年後見人として必要な知識・技術・態度を身につける必要があります。そのため、養成研修などを実施する市町村等が増えています。
- 市民後見人は、弁護士などの専門職による後見人と同様に家庭裁判所が選任します。
- 市民後見人は、まだ制度として解決すべき課題を抱えていますが、市民感覚を生かしたきめ細かい支援が可能のため、地域における支え合い活動に主体的に参画する人材として期待されています。

国の取り組み

平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

【成年後見制度利用促進基本計画のポイント】

- (1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
  - (2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
  - (3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
- 今後は、この計画に基づいて成年後見制度の利用促進が進められます。

市の取り組み (予定含む)

- 今後、市町村では、国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して利用促進計画を策定することとなっています。
- そのため、取手市では来年度以降に市民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークを構築し、その中核的な役割を担う機関を設置するため、審議会を設置し具体的に検討していく予定です。
- 平成28年度以降、社会福祉協議会が「成年後見サポートセンター」を開設し、成年後見制度の普及・啓発活動、法人後見等を実施しています。
- 平成28年度以降、高齢福祉課、障害福祉課や消費生活センターといった行政機関、地域包括支援センター、介護支援専門員、法律や福祉の専門家等による意見交換を定期的に行なっています。
- 成年後見制度の理解を深めるために、行政、地域包括支援センター、介護支援専門員、NPO法人とりで市民後見の会と協働して、定期的に事例検討会を開催しています。

(下園)

#### 支え合う地域づくり

「とりで市民後見の会」は「市民が共に支え合う社会を目指して」を旗印に2015年12月に発足。現在、13人(うち女性4人)で活動しています。会員は、東京大学市民後見人養成講座修了生を中心に社会福祉士らも加わって構成されています。成年後見、権利擁護に関する相談や支援事業を通し「安心、安全に暮らせる地域社会の実現」に向けて活動しています。参加動機は「相談を受けた人に、知識不

成年後見制度の浸透を・女性参加で活動強化へ

足で応じられなかった」「民生委員をしていて、新聞で養成講座



研修会の様子

#### 生活に溶け込む活動

同会によると「家庭裁判所が選任する、弁護士ら「専門職後見人」の絶対数は少なく、支援の存在を知った」「病院や老人福祉施設の運営にかかわり、財産管理などを学ぶ大切さを知った」など様々です。同会の女性会員数は4人と少ないですが、成年後見の分野で女性が果たす役割は大きく、濱川理事長らは女性の参加を呼びかけながら「もっと多くの人に制度を知ってもらおう取り組みを強めたい」と意欲を燃やしています。同会は昨年、講演会、事例検討会、市民後見人養成講座を実施。養成講座には、女性を含めて約30人が参加し、関心の高さをうかがわせました。今年も10月14日、21日に実施しました。

を必要とする人たちに応じきれない実態がある」と言います。市民後見人は、そのすき間を埋め、制度や手続きなどの情報を共有し合う「受け皿」としての価値を高めています。同会でも、昨年末から介護サービスを担当する介護支援専門員などから、判断能力の低下により適切な介



市民後見人養成講座の様子

護サービスを受けられない人や、年金等財産の管理が困難な人への対応などの相談が増えていると言います。同会は「これまでなら親族が対応していたが、核家族化による独居、高齢者世帯増は深刻な問題です。それだけに、地域の中で活動する市民後見人の必要性がますます問われています」と話しています。

近隣における制度推進の傾向は、行政や社会福祉協議会が中心に進めている自治体が多く、この中で行政、社協とNPOが緊密に連携する取手市での取り組みは県内でも先駆けです。濱川理事長らは「後見人に限らず日々の生活目線で暮らしを支えるボランティアとして気軽に参加出来るように、活動内容を拡大していきたい」と話していました。

(荒井)



# 成年後見制度 こんなときに利用できます

— Oさんの場合 —

亡き妻の父親が亡くなり、孫にあたる娘に妻の兄弟から遺産放棄の手続きをするように依頼がありました。慌ただしく印鑑を持って書類に署名しに行きましたが、思いがけない出来事でした。

このことを機に持病を持っているO氏は、一人娘のことで遺産は問題なく受け継げるでしょうが、突然のことがあったとき諸手続きや雑事を一人で出来るでしょうか？ 遺言書が必要なのではないでしょうか？

【対応】  
そんな時、この「とりで市民後見の会」を知り相談してみたら、任意後見制度の利用を勧められました。判断能力が十分あるうちに、将来、判断能力が不十分になったときに備えて、本人が選んだ後見人との間で、本人の生活や財産管理などに関する意向の内容について公正証書を作成することにより、たとえ判断能力が低下しても、自分の意向に沿った適切な支援を受けることができるアドバイスを受けました。

— Yさんの場合 —

実家の母親が脳梗塞で入院し、その後リハビリのため施設に入所しました。最近では初期の認知症の症状も出てきています。かかる費用を含めた財産の管理を長男、身の回りの世話をYさんがするように自然に分担しています。昨年お兄さんが心筋梗塞を発病してしまいました。辛い復帰はしましたが、今後のことを考えると金銭面が心配になります。しかし、兄弟とはいえお金の話はしづらいです。



【対応】

認知症により判断能力が不十分になったお母様には、法定後見制度の利用が考えられます。

Yさんが家庭裁判所に対して申し立てを行うことにより、お母様には後見人が選任されます。後見人は、お母様の財産管理を行ったりハビリ施設の費用を支払い、また身上に配慮して生活の支援をします。Yさんが後見人になることもできます。

— Mさんの場合 —

老人介護施設で暮らしているMさん。施設内では車いすの生活ですが若い職員が手助けしてくれるので不自由なく暮らしています。しかし、毎年市に提出する書類や銀行の手続きなど、その度に遠方に住む娘に来てもらっています。一度に済まないこともあり後見人制度利用を考えています。



【対応】

判断能力が不十分にならない場合は、成年後見制度を利用することは出来ません。Mさんの場合には、個別に依頼を受けた支援者が本人に代わって書類の提出や銀行の事務手続きを行うこととなります。社会福祉協議会や地域包括支援センター（※）等で相談することをおすすめします。

（河口）

※地域包括支援センターとは？

高齢者が住みなれた地域で安心した生活を続けられるよう介護や認知症などの相談や支援を行う高齢者の総合相談窓口です。

## 今回掲載した団体等への連絡先一覧

名称	住所	電話番号
地域包括支援センターはあとびあ	取手市井野 253	TEL 71-3210
地域包括支援センター緑寿荘	取手市野々井 1926-2	TEL 63-4111
地域包括支援センターさらの杜	取手市下高井 2148	TEL 70-2801
地域包括支援センター藤代なごみの郷	取手市桐木 1342-2	TEL 70-3756
NPO 法人とりで市民後見の会	取手市新町 1-9-1 501 区画	TEL 050-6861-3010
取手市成年後見サポートセンター（取手市社会福祉協議会内）	取手市寺田 5144-3	TEL 72-0603
取手市役所高齢福祉課	取手市寺田 5139	TEL 74-2141（代）



成年後見制度パンフレット

## 男女共同参画社会に向けた標語決定

最優秀賞 「取手なら 自分らしく 輝ける」 菅谷 真白さん 取手第二中学校	優秀賞 「認め合い つないだ手から 開く未来」 八城 立樹さん 取手第一中学校	「この社会 一人一人が 主人公」 石田 瞳さん 取手第一中学校
---	---	------------------------------------

男女共同参画社会をめざす合言葉として、この度「男女共同参画社会にむけた標語」を募集し、498人から903点の応募があり最優秀賞、優秀賞が決定しました。



瀨地山 角先生

瀨地山先生は、米国へ子連れで単身赴任をした経験もあるジェンダー論の研究者。日本テレビ「世界一受けたい授業」の東大生100人へのアンケートで東大の人気講師No.1に選ばれた講義は毎年400人以上で立ち見が出るほどといます。抱腹絶倒と評判の瀨地山先生のお話を

「第21回（ひと）と男（ひと）と女（ひと）ともに輝くとりでの集い」が11月12日（日）に開催されます。

11月12日（日）は、「女と男ともに輝くとりでの集い」

『第21回（ひと）と男（ひと）と女（ひと）ともに輝くとりでの集い』  
11月12日（日）  
12：30 開場 13：00 開会  
場所：福祉交流センター（取手市役所敷地内）  
※詳細は、取手市ホームページ、広報紙、市内公共施設でのポスター、チラシでご案内しています

とりでの集いは、誰もが自分らしく輝ける社会を目指して、男女共同参画の視点から身近な問題について考え、情報を得られる場となっています。今年も、東京大学大学院総合文化研究科教授の瀨地山角（せちやまかく）先生を迎え、「笑って考えよう 家庭のこと 仕事のこと 未来のこと」と題して講演が予定されています。

（下園）

今後取り上げてほしいテーマを募集します

性別や年齢に関係なく、全ての個人が心豊かに生き生きと暮らせる社会を目指して、男女共同参画情報紙「風」を発行しています。今後取り上げてほしいテーマ、人、会社等を募集します。例えば、「輝いているあの人の秘訣を知りたい」や男女共同参画の視点から「子育て」、「介護」、「防災」など。

## 編集後記

今年度から編集協力員に加わりました。よろしくお願ひします。今号は「成年後見制度」を取り上げました。制度の名称は聞いたことがあるが、その内容についてはよく分からないというのが現状だと思います。今回成年後見制度には「任意」と「法定」の二種類の後見があること、また「市民後見人」の必要性とその意義についても知りました。国もこの制度の「利用促進計画」を策定し、その周知推進を図っています。取手市民の高齢化が進む中、この制度の必要性は確実に高まっています。今号が成年後見制度を知る契機となれば幸いです。（落合）

発行日 平成29年11月1日  
編集発行 取手市 市民協働課  
下園淳子／河口優子  
荒井俊夫／落合伊佐男  
土屋雅則  
〒302-8585 取手市寺田5139  
TEL 0297-74-2141  
FAX 0297-73-5995  
H・P http://www.city.toriide.niigata.jp/s-shien@city.toriide.niigata.jp  
Eメール s-shien@city.toriide.niigata.jp  
表紙絵 有本 唯